

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月25日作成)

法令名	税理士法												
根拠条項	第50条第1項												
許可等の種類	地方消費税に係る臨時の税務書類の作成等の許可												
法令の定め	<p>○税理士法 第50条第1項（臨時の税務書類の作成等） 国税局長（地方税については、地方公共団体の長）は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人又は公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。</p> <p>○税理士法施行令 第14条（臨時の税務書類の作成等を許可する役職員の属する法人その他の団体） 法第50条第1項ただし書に規定する政令で定める法人その他の団体は、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合及び商工会とする。</p>												
審査基準	別紙審査基準のとおり												
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>30日・月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>30日・月</td> <td>(知事（総務部財政局税務課）)</td> </tr> </table>	総期間	30日・月	(注：休日は含まない。)	経由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	30日・月	(知事（総務部財政局税務課）)
総期間	30日・月	(注：休日は含まない。)											
経由機関	日・月	()											
協議機関	日・月	()											
処分機関	30日・月	(知事（総務部財政局税務課）)											
処分担当課	総務部財政局税務課課税対策グループ（電話番号：011-204-5062）												
申請先	総務部財政局税務課課税対策グループ（電話番号：011-204-5062）												
問い合わせ先	総務部財政局税務課課税対策グループ（電話番号：011-204-5062）												
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/grp/01/01_syorikikan.pdf												

(別紙)

税理士法第 50 条の規定による地方税の臨時の税務書類の作成等の許可の審査基準

- 1 税理士法(以下「法」という。)第 50 条の許可の審査に当たっては、次に掲げる地方公共団体その他の法人の役員又は職員若しくは職員に準ずる者のうち、税務行政に協力すると認められる者に限り、申告者数その他の事務の性質及び分量等を考慮し、相当と認める人数に対して、2 及び3の条件を付して許可するものとする。ただし、許可を受けた者を単に機械的に補助する者については、許可を要しないものとする。
 - (1) 市町村
 - (2) 農業協同組合
 - (3) 漁業協同組合
 - (4) 事業協同組合
 - (5) 商工会
- 2 法第 50 条の許可を受けた者が、次の一に該当することとなった場合においては、その許可は、当該各号に掲げる事由に該当することとなった日に取り消されるものとする。
 - (1) 法第4条(欠格条項)各号の一に該当することとなった場合
 - (2) 法第 24 条第1号(弁護士等の業務の停止)に該当することとなった場合
 - (3) 所属市町村又は所属法人における地位又は職を失った場合
- 3 法第 50 条の許可を受けた者が、4の(2)又は(3)に該当することとなった場合においては、その許可を取り消すものとする。
- 4 法第 50 条の許可を申請した者が、次の一に該当する場合においては、許可を与えないものとする。
 - (1) 法第4条(欠格条項)各号の一に該当する場合
 - (2) 法第 24 条(登録拒否理由)第1号及び第3号から第6号までに該当する場合
 - (3) 納税事務の適正な実施を妨げ、又は納税に関する道義を乱すようなおそれがあり、その他税務書類の作成等を行わせるのに適格正を欠くと認められる場合

臨時の税務書類の作成等の許可申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

申請者住所

所属団体名
及び主な事
務所の所在地

地位又は職名

氏 名

印

税理士法第50条第1項の規定に基づき、下記により臨時の税務書類の作成及びこれに関連する税務相談を行うことの許可を申請します。

記

- 1 税 目 個人事業者に係る地方消費税
- 2 事務の種類 申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項についての相談
- 3 期 間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 4 地 域 税務署管内

臨時の税務書類の作成等の許可書

住 所	
所属団体名及び主な事務所の所在地	
地位又は職名	
氏 名	

上記の者は、税理士法第50条第1項の規定に基づき、下記の条件により臨時の税務書類の作成及びこれに関連する税務相談を行うことを許可します。

平成 年 月 日

北 海 道 知 事

記

1 税 目	個人事業者に係る地方消費税
2 事務の種類	申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項についての相談
3 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
4 地 域	税務署管内
5 右のいずれかに該当することとなった場合には、この許可の効力は直ちに消滅するものとする。	1 税理士法第4条各号の一に該当することとなった場合 2 税理士法第24条第1号に該当することとなった場合 3 所属地方公共団体又は所属法人における地位又は職を失った場合
6 右のいずれかに該当することとなった場合には、この許可を取り消すことがある。	1 税理士法第24条第3号から第5号までの一に該当することとなった場合 2 心身の故障により上記の許可事務を行わせることが適正を欠くおそれがあり、その他上記の許可事務を行わせるのに適格性を欠くこととなった場合 3 許可の条件に違反した場合